

重要取組シート

危機管理室 防災課

取組項目		避難所環境の充実、避難行動要支援者対策の推進
現状・課題		○避難確保計画 水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、平成 29 年度より要配慮者利用施設の作成が必要な避難確保計画の作成を開始した（240 施設）。想定最大降雨や高潮の浸水想定区域の見直しにより対象施設が大幅に増加したことから、令和 6 年度当初時点での計画作成率は約 84.0%（613 施設／730 施設）であり、残る施設の計画作成を進める必要がある。 ○個別避難計画 災害対策基本法に基づく避難行動要支援者にかかる個別避難計画については、令和 3 年 5 月から概ね 5 年間での作成が努力義務とされている。本市では、居住地の災害リスクや、疾患や障害の重症度を勘案し、計画作成の優先度が高いと考えられる避難行動要支援者（約 400 人）を対象として、令和 4 年 1 月から計画の作成に着手し、令和 6 年度当初時点で 191 人について作成した。避難行動要支援者ごとに避難支援者の調整や避難経路・手段の確認を行うため、丁寧に取り組む必要がある。一方、個別避難計画の作成対象者は約 6 万人であり、優先度の高い方以外の大多数の計画作成が課題である。
取組の内容		○想定最大規模降雨や高潮による浸水想定区域の見直しにより避難確保計画の作成が必要となる施設が増加していることから、すべての対象施設で避難確保計画を策定するよう庁内関係各課と連携のもと作成指導等を実施する。 ○優先度が高い避難行動要支援者に対する個別避難計画作成のため、健康福祉局や関係団体と連携し同計画の作成を推進する。また、優先度が高い方以外への計画作成手法についても検討する。 ○能登半島地震で課題となった災害トイレや段ボールベットなど備蓄物資の検証、福祉避難所の追加指定や運営検討、支援物資の確実な配送計画の見直しなどを行い、避難所環境を充実させます。
スケジュール	前期 （～7 月）	□（5 月）避難確保計画の作成が必要となる施設への依頼文書発送 （要配慮者対策専門部会等） □（5 月）優先度が高い避難行動要支援者以外の方への対応方法の意見交換及び今年度の取組内容を確認（要配慮者対策専門部会等） □（～7 月）健康福祉局と危機管理室による個別避難計画の作成
	中期 （～11 月）	□（～11 月）危機管理室による施設所管局への避難確保計画の作成支援 □（～11 月）健康福祉局と危機管理室による個別避難計画の作成
	後期 （～3 月）	□（2 月）避難確保計画作成状況の確認（要配慮者対策専門部会等） □（2 月）個別避難計画作成状況の確認（要配慮者対策専門部会等）
	次年度以降	□ 避難確保計画の作成推進 □ 個別避難計画の作成推進
進捗の状況	前期 （～7 月）	□ 優先度が高い避難行動要支援者以外の方への対応方法の意見交換及び今年度の取組内容を確認（要配慮者対策専門部会等）（6 月） □ 健康福祉局と危機管理室による個別避難計画の作成（4 月～7 月）
	中期 （～11 月）	□ 健康福祉局と危機管理室による個別避難計画の作成（8 月～） □ 危機管理室による施設所管局への避難確保計画の作成支援を実施（8 月～） □ 避難確保計画の作成が必要となる施設への依頼文書発送（10 月）

(様式4)

2025 堺市基本計画	後期 (～3月)	☐ 避難確保計画の作成状況の確認(3月) ☐ 個別避難計画の作成状況の確認(3月)		
	該当する 施策	5－(1) 自助・共助・公助のバランスのとれた防災・減災力の向上		
	寄与する KPI	—		目標値(2025年度) —
未来都市計画 堺市SDGs	最も貢献する SDGsのゴール	ゴール番号 11	住み続けられるまちづくりを	
	寄与する KPI	—		目標値(2025年度) —